

平塚市総合設計制度による許可に関する建築審査会包括同意基準

平塚市建築審査会
決定 平成27年9月14日

1 趣 旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第59条の2第1項の規定による許可（以下「許可」という。）の申請に係る建築物（以下「計画建築物」という。）のうち一定の要件を満たすものについて、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認められるものとしてあらかじめ建築審査会の同意を与えることにより、許可に係る手続きの簡素化及び迅速化を図るものである。

2 適用の範囲

この基準は、許可の申請が次に掲げる要件に該当するものについて適用する。

- (1) 平塚市総合設計許可基準に適合すること
- (2) 計画建築物及びその敷地は商業地域の容積率500%以上及び明石町の地区内にあること
- (3) 計画建築物の全部を住宅又は一部に誘導用途を含む住宅の用途に供するものであること
- (4) 緩和後の計画建築物は、最高高さが45m以下、かつ、割増容積率が100%以下であること

3 建築審査会の同意

この基準に基づく許可の同意については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

4 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準を適用して許可をしたときは、許可後速やかに建築審査会に許可に係る建築計画を報告しなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この基準により許可を受けた建築物が2（3）に規定する用途以外となる場合は建築審査会の同意を得なければならない。